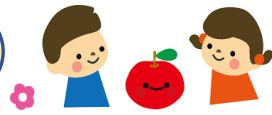


療育を受けたい



① 児童発達支援センター（つくし園）  
または、事業所での面接

①②の面接の調整は、地区担当  
保健師がお手伝いをします。

つくし園の先生、または事業所の先生と面接をします。

- ・お子さんと一緒に遊んだり、お話をしながら、お子さんの状況について、おうかがいします。
- ・保護者の方が、お子さんのどのようなところを心配しているのか、療育をすることで、どのようになってもらいたいのか等を教えてください。
- ・療育の内容についても、説明や見学をします。

② 発達相談員と面接

発達相談員と面接をします。

- ・①との面接と同じように（お子さんと一緒に）、お子さんの状況について、おうかがいします。

③ 子ども発達支援検討会

2回の面接の結果をもとに、お子さんに療育が必要（可否）か、必要な場合、週に何回利用すればよいかを検討します。

④ 意見書が届く

障害・社会福祉課から、検討会の結果が書かれた書類『子ども発達支援』に係る意見について（通知）が届きます。

- ・療育の必要性、週何回程度の利用がよいか、書かれています。

⑤ 利用申請をする

障害・社会福祉課または各支所地域振興課で、療育利用の申請をします。

【持参するもの】

- ・意見書      ・印鑑

⑥ 利用計画の作成

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と面接し、利用計画（プラン）を作成します。

- ・お子さんが利用する事業所や回数等を、相談支援専門員と相談しながら決めます。

⑦ 療育事業所と契約



⑧ 療育開始

療育支援事業所

- ・つくし園
- ・nico
- ・かめさんち
- ・市外児童発達支援事業所

※事業所の空き状況、待機状況によっては、療育の利用申請⑤をしてから、療育開始⑧までに時間がかかる場合もあります。